

## 組合員活動保障

生活クラブのさまざまな活動に参加することを支えるしくみです。利用限度額はありません。

組合員活動保障のしくみは、平田牧場から豚肉を載せてきたトラックに組合員が添乗して配達先を道案内していた時代に、事故にあったらどうするのだという素朴な不安から生まれました。

### 組合員活動とは

共同購入活動（デポーでの購入も含め）、まちやブロックの活動、組織活動（友人へ生活クラブを紹介に行く、チラシまき、キャラバンなど）、生活クラブの会議への出席、研修や企画の運営や参加、班会、デポーでのワーク、コミュニティ活動など生活クラブに関わる活動全般を指します。

※車両事故の補償はありません。

### 組① 活動中の事故による入院・在宅療養

1事由につき上限50,000円

加入者本人または同行した家族が、活動中に不慮の事故で負傷し、入院・在宅療養したときの治療費実費とケアの保障

- ▷加入者本人の居住する住宅内での事故は除きます。
- ▷留守番の未就学児童は保障の対象です。
- ▷送迎時の車両事故の補償はありません。
- ▷申請には第三者証明が必要です。

#### ●保障されるもの

- ・治療費実費（但し、他の補償との差額のみ）
- ・家族の世話や簡単な家事、入院時・通院時の付き添いなどのケア（ケア金400円/30分）
- 申請書以外に必要な添付書類
- ・治療費の領収書（コピー可）

### 組② 組合員活動のために私物を貸与して破損したとき

1事由につき上限50,000円

活動時に個人のお皿、ホットプレート、ジューサー、デジカメなどを提供して、活動の場、または自宅までの往復の間に破損したときの保障

▷破損時から48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。

活動に使用した後は当日必ず作動や状態を確認してください。

▷申請には同じ企画に参加した人の第三者証明が必要です。

#### ●保障されるもの

- ・修理実費または同程度のものの購入費用実費
- 申請書以外に必要な添付書類
- ・破損状態のわかる写真
- ・修理明細、再購入の領収書（コピー可）

48時間以内

### 組③ 活動中の事故による賠償責任

1事由につき上限50,000円

加入者本人または同行した家族に、活動中に対人または対物の事故で賠償責任が生じた時の保障

▷デポーワーク時の消費材等の破損も対象です。

▷賠償責任が生じたときから48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。

#### ●保障されるもの

- ・治療費実費および修理費実費（但し、他の補償との差額のみ）
- 申請書以外に必要な添付書類
- ・破損状態のわかる写真
- ・治療費、修理費、代替品購入の領収書（コピー可）

48時間以内

## 組合員活動保障

### 組④ 共同購入品の盗難と破損

1事由につき200円以上50,000円限度

配達・デポー購入当日の共同購入品の盗難・破損の保障（実費）

▷配達では荷受け場所から、デポーでの買い物は店舗内から自宅玄関に入れるまで（自宅住宅内での被害は対象外）、また、配達日およびデポーでの購入当日の午後10時までの盗難・破損の被害が対象です。

▷自分の消費材の盗難・破損の保障は年度内3回までとします。

▷他者のものの運搬時も保障の対象です。

▷破損とは使用に耐えないものとします（食品の場合可食部分は除く）

▷申請書に「今後の対策」を必ず記入してください。  
2回目以降の被害には、予防のための措置がとられている必要があります。

▷原則発見から48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。

●申請書以外に必要な添付書類

・品目を確認できる配達明細表または引落通知書、デポーでの購入レシート（いずれもコピー可）

**48時間以内**

### 組⑤ まち活動費の盗難※

1事由につき上限50,000円

活動のために預かったまち活動費が盗難にあった時の保障

※警察署の盗難受理番号（遺失物届けは不可）が必要です。

●保障されるもの

・被害実額×まちエコロ加入率（被害発生前月末）

※48時間以内の連絡は、休業日にかかる場合はその翌日までの受付となります。





## 組⑥ 生活クラブの活動の 開催場所での託児

上限5時間 ケア金400円／30分

子どもの受け入れ、親のもとに返す時の時間も含む  
託児コーディネイト料1回300円

会議や企画の開催場所で、まちの託児ケアグループの託児ケア者に子ども（小学生まで）を預かってもらうケア。申請書はケアを受ける託児の利用者ではなく、主催者が提出します。

### ●託児を利用される方へ

託児は組合員のたすけあいの中で行ないます。

託児ケア者はプロではありませんが、お子さんが楽しく、安心して過ごせるよう託児します。

- 開始前は早めに来場し、トイレやおむつ交換などは済ませてください。
- 他のお子さんのためにも、基本的におもちゃやおかしは持たせないでください。水筒を持参される場合は記名し、お茶かお水をお願いします。
- 終了後はすみやかに迎えにきてください。託児ケア者にお子さんの様子を聞いてみましょう。意外な発見があるかもしれません。
- 託児付きの企画かどうか確認して主催者に申し込みます。
- やむを得ずキャンセルする場合は当日であっても必ず連絡してください。託児の申し込みをするときに連絡先を確認しておいてください。

### ●主催者の方へ

- まちでは託児ケア者グループを形成し、生活クラブまたは地域協議会の会議や企画の会場で託児を行ないます。託児ケア者グループは登録制（毎年更新します）、グループに代表者を1名置きます。エコロ加入者であれば誰でも自分のまちの託児ケア者登録ができます（登録は随時可能です）。
- 活動場所での託児が必要な場合は、企画や会議の主催者がまちの託児ケア者グループにコーディネイトを依頼し、託児コーディネーターは子どもの年齢・人数などを考慮し、託児ケア者を手配します。コーディネイト後に託児が中止になった場合でも託児コーディネイト料を給付します。申請書の余白に必ず主催者がその旨を記入してください。
- エコロ未加入者が企画当日に託児を受けるために加入した場合は、発効日前ケア対象とします（但し、受付を行ない、当日エコロ加入用紙を提出することが条件です）。
- 託児ケア者は自分の子どもを連れて託児を行なうことができます。この場合、ケア者の子どもは申請時の「ケアを受ける子どもの数」には含みませんが、ケア者保障保険の対象になります。
- 2人の託児ケア者で1人の子どもを託児する場合、ケア金は1人分を分け合うこととします。
- 急なキャンセル等で、託児ケア者が会場に着いてから託児が中止になった場合、託児ケア者に1時間のケア金を給付します。申請書の余白に必ず主催者がその旨を記入してください。

## 組⑦ まちの委員活動を 支えるためのケア

上限5時間 ケア金400円／30分

「まちの委員登録」をしている組合員が、活動として（総会を含む）会議・企画に参加するとき、身近なエコロ加入者にサポートしてもらうケア

どんなことを頼めるの？

- 会議・企画の開催場所ではなく、ケア者の家などで子どもを預かってもらう
- 例 • 自宅での作業中の託児
- 高齢の家族や障がいをもつ家族などの見守り
- 障がいを持つ組合員のケア

## 組⑧ まちの委員活動を 支えるための補助

1回上限5時間 400円／30分を上限に実費を補助

「まちの委員登録」をしている組合員が、活動として（総会を含む）会議・企画に参加するとき、通園している幼稚園や運動グループなどの事業者に、子どもの延長保育や一時預かり保育、高齢の家族の見守りなどを依頼した場合に支払った実費の一部を補助します。

▷幼稚園や保育園の毎月の月謝・保育料は対象ではありません。

▷申請には第三者証明が必要です。

●申請書以外に必要な添付書類

- 事業者からの請求書または領収書（コピー可）

## 組⑨ 企画参加を支えるための補助

1回上限3時間 400円／30分を上限に実費を補助

主催者がまちの託児ケア者グループではなく、生活クラブ運動グループの事業者に託児ケアを依頼した（総会を含む）会議・企画において、参加者（子どもを預けた人）がその事業者を支払った料金の一部を補助します。

▷会場の都合やまちに託児ケア者グループが形成されていないなどの理由により、開催場所での託児ができず、主催者を通じて依頼した場合に限ります。

**主催者**

託児数を集約して運動グループに依頼します。当日実際に託児を利用して参加した組合員に、日付と第三者証明の署名を入れた申請書を渡します。

**参加者**

対象の企画かどうか、また、どこの団体に依頼するかについては、主催者に確認し申し込んでください。

利用料金の実費を各自で事業者を支払います。開催場所で主催者から第三者証明が署名された申請書をもらい、必要事項を記入し必要書類を添えてセンター・デポに提出します。

●申請書以外に必要な添付書類

- 事業者からの請求書または領収書（コピー可）